太陽光発電設備に係る償却資産の申告について

１．　太陽光発電設備について

設置者や設置方法により課税対象となり、申告が必要な場合があるため、所有している太陽光発電設備の設置状況を確認してください。

課税の対象となる場合は、毎年１ 月３１日までに償却資産の所有状況を申告する必要があります。

※　設備によって課税標準額を一定期間減らすことができる場合がありますので、「３．課税標準の特例について」のご確認をお願いします。

● 申告が必要な方

<table>
<tr><th>設置者</th><th colspan="2">申告が必要となる場合など</th></tr>
<tr><td>法　人</td><td colspan="2">事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産の申告が必要です。</td></tr>
<tr><td>個　人
（事業主）</td><td colspan="2">個人で事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず、償却資産の申告が必要です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個　人
（住宅用）</td><td>10kW以上の太陽光発電設備
（余剰売電・全量売電）</td><td>10kW未満の太陽光発電設備
（余剰売電）</td></tr>
<tr><td>住宅の屋根や土地に太陽光発電設備を設置して、全量又は余剰電力を売電する場合は、事業用の資産となりますので、償却資産の申告が必要です。</td><td>売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。</td></tr>
</table>

２．　償却資産と家屋の区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計
家屋の屋根材として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

3. 太陽光発電設備に係る課税標準の特例について

次の条件を満たす場合、固定資産税における課税標準の特例が適用されます。
取得時期によって対象設備や添付書類が異なりますのでご注意ください。

<table>
<tr><th>取得時期</th><th>平成28年4月1日
～平成30年3月31日</th><th>平成30年4月1日
～令和6年3月31日</th><th>令和6年4月1日～
令和8年3月31日</th><th>令和8年4月1日～
令和11年3月31日</th></tr>
<tr><td>条件</td><td colspan="2">再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているもの（10kw以上）
（FIT・FIP制度の認定をうけたものを除く）</td><td>ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備（※1）または認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備（※2）
（FIT・FIP制度の認定を受けたものを除く）</td><td>グリーンイノベーション基金（次世代型太陽電池の開発プロジェクト）の支援を受けた事業者により生産されるペロブスカイト太陽電池</td></tr>
<tr><td>特例割合</td><td>3分の2</td><td colspan="2">発電出力
1000kw未満→3分の2
1000kw以上→4分の3</td><td>2分の1</td></tr>
<tr><td>適用期間</td><td colspan="4">新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分</td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="2">〇「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書」の写し</td><td>〇出力規模等が確認できる資料（仕様書・見積書等）
〇特例対象設備に該当することが確認できる資料（補助金確定通知書等）</td><td>〇特例対象設備に該当することが確認できる資料</td></tr>
</table>

（※1）グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した1,000kw未満の設備。なお、ペロブスカイト太陽電池を設置するために必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例対象に含む。
（※2）以下（1）～（3）のいずれかの補助金等を受けて取得した50kw以上の設備（建築物の屋根及び公有地に設置された設備を除く）
（1）二酸化炭素排出抑制対策事業費（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る）
（2）需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る）
（3）株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資